

92-J-8

日本のミクロ経済システム

植草 益
(東京大学経済学部)

1992年9月

本稿は中国社会科学院と東京大学経済学部との日中学術交流会議（於北京、1992年10月）において報告する論文であり、未定稿であるので、引用を差し控えていただきたい。

§ 1 はじめに

戦後日本経済は、第1次石油危機を契機にしてそれまでの高度成長から安定成長に屈折しながらも、現在まで先進国の中では平均して最も高い成長を実現し、また石油危機の時期を除くと大きな不況や大きなインフレーションを経験することなく発展してきた。さらに戦後から1960年代前半まで続いた外貨不足も国際競争力の強化とともに1960年代後半に解消して、それ以来国際収支の黒字基調が続いている。国際競争力の強化の原因となった生産性向上・品質向上に関する技術革新にも大きな実績をあげ、最近では情報、バイオ、新素材等のハイテク技術の開発でも大きな成果を生み、今後は地球環境問題の解決にも貢献ができるものと期待されている。日本経済は人口の老齢化、労働力不足、エネルギー供給の不安定化、地球環境問題、国際政治経済問題等の多くの問題を抱えているが、潜在的成長力は依然として強いものがあるので、今後とも一定の発展を遂げるものと予想されている。

最近では日本経済のこのような成長性、安定性、革新性に注目する国々が多く、われわれもそれらの成果を生みだした日本経済システムを研究することが課題となっている。本稿ではそのような経済成果を生みだす基礎となつたミクロ経済システムについてまとめ、中国経済の発展に参考にしていただきたいと考える。

§ 2 ではミクロ経済システムの概念についてごく簡単に説明する。§ 3 ではこの概念を使って日本のミクロ経済システムのうち特に特徴のあるものについて説明して、このシステムがいかに日本経済の成長、安定、革新に貢献してきたかを考察する。§ 4において全体を要約し、中国のミクロ経済システムについて筆者の若干の感想を述べることにしたい。

§ 2 ミクロ経済システムとは

最初にミクロ経済システムという用語について説明しておきたい¹⁾。システムとは、複雑な要素から構成されながらも有機的な関係をもつ一つの統一的な組織ないし制度を意味する。次にミクロ経済システムとは、ミクロ経済レベル

におけるシステムであつて、すなわち経済主体（企業、家計および政府）内部ないし経済主体間（おもに企業間、家計間、政府間、企業と家計の間、政府と企業の間、および政府と家計の間）で形成された有機的な関係をもつ一つの統一的組織ないし制度を意味する²⁾。

ミクロ経済システムをこの様に理解すると、それは（a）経済主体内システムと（b）経済主体間システムに大別できる。前者は①企業内システム、②家計内システムおよび③政府内システムを含む。後者は④企業間システム、⑤家計間システム、⑥政府間システム、⑦政府－企業間システム、⑧政府－家計間システムを含む。いまこれらのシステムをミクロ経済システムのサブ・システムと呼ぶと、これらのサブ・システムがいかに有機的な関係をもつた統一的な組織になっているかが、ミクロ経済システム（それはマクロ経済の基礎となるから、マクロ経済）の有効性（前述の成長性、安定性および革新性）を決定することになること、およびこれらのシステムはいずれの政治経済体制の国でも共通して存在するが、それぞれの歴史的背景、気候・風土、資源賦与量、経済発展段階、政治経済体制等の違いによって差異をもつことに留意する必要がある。ここではいずれの国にも共通なものとして、このサブ・システムの内容をもう少し詳しく述べることにしよう。

①企業内システムは、公的所有か私的所有かの所有形態による企業組織形態や、企業内の事業部制、多数工場制、垂直統合等の組織や、労働の編制と情報交換・権限委譲の方式等を含めた広義の経営・人事組織を意味する。

②家計内システムは、家族構成とそれに基づく労働力提供と所得の構成、および消費の態様・慣行等を含む概念である。

③政府内システムは、法制度、行政組織、行政慣行等を含む概念で、ここでは「行政システム」と呼ぶ。

④企業間システムは、産業内における企業間の競争や協調の組織（以下、これを「産業組織」と呼ぶことにする）と、産業間にまたがった企業間の組織（日本の下請系列や企業集団を典型とする。以下これを「系列組織」と呼ぶ）を意味する。

⑤家計間システムは、前述の家計の多様な機能のうちの労働提供と財・サービスの購入の機能に着目し、その機能を阻害するものに対抗するシステムとし

ての労働組合や消費者団体を意味する。

⑥政府間システムは、中央政府と地方政府の間の組織（役割分担）および行政慣行を意味する。

⑦政府－企業間システムは、政府による企業に対する規制、誘導、監督等の行政制度を意味し、具体的には直接規制政策、産業政策、独占禁止政策等の政策の内容および運用の仕方を意味する。

⑧政府－家計間システムは、家計の労働、資本および土地提供および財・サービスの購入の機能を円滑にするための諸制度（労働者行政、金融・資本市場行政、土地行政および消費者行政）を意味する。

以上でミクロ経済システムを経済主体内システムと経済主体間システムとに大別した場合のそれぞれのサブ・システムの内容をごく簡単に説明したが、このようなサブ・システムは経済主体内の個人間ないし事業所間や経済主体間の情報伝達ネットワークとして把らえる考え方もある。例えば今井賢一教授の一連の著作³⁾では、筆者の言うサブ・システムの多くをネットワーク組織として把らえている。確かにここで言うサブ・システムは情報交換を主体としたネットワーク・システムの一面をもつが、それだけではなく「人、物、金」の多様な交換組織でもあるので、ここではネットワーク組織は、公益事業、電気通信事業、運輸業、金融業および流通業における財・サービスの供給システムに限定して使うこととする。なお、ミクロ経済システムのうち特に企業内システムおよび企業間システムに着目して「内部組織」という用語が使われており、その研究が近年盛んである⁴⁾。筆者も本稿でこの研究に多くの影響を受けているが、筆者はミクロ経済システムについて企業だけに着目するのではなく、政府や家計をも含めて各経済主体内および経済主体間のシステムを分析しようとしている。

§ 3 日本のミクロ経済システム

前節で説明したミクロ経済システムのサブ・システムについて日本のシステムを詳しく論じるのが次の課題であるが、ここでは紙数の制約もあるので、このうち特に日本的特徴をもったシステムであり、しかもそれが日本経済の成長

性，安定性，革新性に貢献してきたシステムとして国際的にも注目され，またその内容について研究が進んでいるシステムを選択して，具体的に述べることにしたい。ここでは日本の企業内システム（特に情報共有システム），企業間システム（特に競争システム，研究開発・交流システムおよび系列システム），および政府－企業間システム（規制システム）を取上げることにする。

（A）企業内システム－情報共有のシステム－

日本の企業内システムとして特徴のあるものを指摘するとすれば，次の3つの点が重要ではないかと思われる。第1は，年功序列賃金，終身雇用，企業別組合，内部訓練制度，頻繁な職場内労働異動等に代表される雇用慣行，第2はおもにこの雇用慣行を背景として形成されている労使協調の下での企業内情報の労使共有システム，第3は経営と所有の分離，経営者の内部昇進および経営者の株主よりは労働者を重視した経営慣行（ないしそのような企業が大企業の大勢を占めている経営制度）である。

上記の慣行・制度は日本企業の成長，安定，革新に多様な面で貢献している。まず，年功序列賃金，終身雇用および企業別組合は労働者の企業内への長期定着と安定的な雇用関係形成のインセンティブとなってきた。その下でいかに労働の質的向上を図るかという問題の解決のために，OJT（On-the-Job-Training）を中心とする内部訓練制度や頻繁な職場内労働異動を通じての「知的熟練」⁵⁾が形成され，それらが高い生産性や品質管理の基礎となってきた。次に企業内情報の労使共有システムとは，労使が共に生産技術について情報を共有し，共に生産技術の改善について協力し，さらに労働者が生産技術の改善について監督者に進言すれば，その多くが採用されることを通じて，労働者の勤労意欲と経営者への信頼性を確保できることを意味する⁶⁾。さらに経営と所有の分離，経営者の内部昇進および経営者の株主よりは労働者を重視した経営慣行は，労働者の経営者への昇進のための競争を強めると同時に自己規律を高める効果をもち，さらに労働者が定年までの総合所得を大きくするために生産性の向上や品質管理に積極的に取り組み，また技術革新への抵抗を弱める効果をもってきた。ときには職場内において監督者と労働者の間や労使間に対立が発生するが，第2次大戦後の激しい労働運動の時期の経験を通じて，日本の経営者

は多様な対立の「裁定者」としての役割を演じ、その下で対立を最小限のものとしてきた⁷⁾。本稿ではこのうち特に企業内情報の労使共有システムが日本における企業内システムとして大きな特徴をもち、それが企業の発展に大きく貢献してきたものとして重視し、この節の表題とした。

(B) 企業間システム(1)-競争システム-

日本の産業が効率性と革新性の両面で高い経済成果を実現してきたことは、なによりも競争が有効に機能してきた結果である。後述するように、日本の産業は、独占禁止法による政府規制を受けながらも自由な競争が展開されている分野（「市場機構領域」という）が全産業の3分の2（GNPベース）である。市場機構領域を大きく分類すると、ごく少数の企業だけからなる「高位集中寡占」、企業数が比較的多く、集中度もそれほど高くない「中位集中寡占」、および多数の企業からなる「競争市場」に分けられる（なお、日本の市場機構領域には1社独占の産業はほとんどない）。その詳細は公正取引委員会や各種の集中度統計によって知ることができる⁸⁾。それらの資料を基礎とし、各国の集中度統計と比較した研究によると、日本では次のような特徴ある現象が指摘できる。

第1に、高位集中寡占のなかで第1位企業のシェアが第2位のそれよりも際立って高い企業（「ドミナント企業」という）が存在する産業は、日本でも写真フィルム、ビール、板ガラス、ウイスキー等にみられるが、アメリカやヨーロッパの諸国ほどにはそのような産業は多くない。しかも日本では第1位企業のシェアは近年低下傾向にある⁹⁾。それにはいくつかの要因があると考えられるが、欧米では革新的な基本特許をもつ企業が市場でドミナントな地位に立つ場合が多いのに比較して、日本ではそのような基本特許をもつ企業が少ないと反映していると思われる。

第2に、日本では中位集中寡占が多い。具体例をあげれば、乗用車産業には日本では9社が存在し、それぞれが国際的な競争にも参加する大企業であるが、これほどの数の大企業が競争している乗用車産業は欧米にはない。これと同じ現象は鉄鋼業や化学工業の主要製品市場にもみられる。さらに家庭用電気機器

や電子機器産業では企業数は製品のライフサイクルの段階に応じて異なるが、それでも10社から40社程度の企業（典型的には集積回路は30社）が競争しており、現在の欧米市場ではこれほど多くの国内企業は存在しない。このような現象は一般機械工業の主要製品市場にもみられる。

第3に、電子・情報機器、セラミックス、バイオテクノロジー、産業用新素材（炭素繊維等）のハイテク産業においては、すでに市場が確立し、企業数がほぼ固定化された市場も少なくないが、今後とも技術開発によって新たな製品が開発される機会が多く、高い成長が見込まれる製品市場にはきわめて多数の企業が参入している。例えば、セラミックス産業全体では研究開発段階の企業を含めると約300社が競争していると言われている。

上記のように日本の主要な産業（特に寡占産業）においては欧米に比較して企業数が多いという特徴をもつ。この市場構造上の競争的性格がいかなる要因によって発生しているかは別稿¹⁰⁾を参照していただくとして、日本の産業の競争的性格は近年（特に1970年代から現在にかけて）次のような面からも強まってきてることにも注目する必要がある。

第1に、日本では製品輸入比率（製品輸入／総輸入）が低いと指摘されてきたが、近年の円高の影響で同比率が急速に上昇してきた。製品輸入比率の上昇は国内市場の競争性を高める重要な要因の一つとなっている。公正取引委員会が調査した資料によると、1975年から1984年において調査対象127品目の平均輸入比率と平均上位3社出荷額集中度とは負の明確な相関をもち、輸入比率の上昇は集中度の低下を、また輸入比率の低下は集中度の上昇をもたらしてきたことが明らかにされている。経済企画庁の内外価格差に関する調査（『物価レポート』1988年）では輸入比率が高い商品においては内外価格差が著しく小さいことが明らかにされている。さらに日本市場に参入した外資系企業の数も近年着実に上昇している。したがって、近年の輸入比率の上昇や外資系企業の増加は国内市場における競争性を高める重要な要因となっている。同じく公正取引委員会の調査では外資系企業が参入した産業では集中度が明確に低下したことが明らかにされている¹¹⁾。

第2に、近年ではハイテク分野を中心として産業間の垣根が低くなる現象（これを産業融合という）が急速に進んでいる。産業融合が発生する前は個別

産業の各企業がその産業内の企業相互で競争していたが、技術革新の進展によってAとBの産業が提供する財・サービスが密接な代替関係をもつようになると、それぞれの産業の企業が実質的に相互に参入するという形態で競争関係に立つ。この状態を産業融合という。ここではその詳しい実態を書く余裕はないので省略するが、広義の情報産業、電気・電子機器産業、銀行・証券・保険業、エネルギー産業、産業用材料産業、バイオ関連産業等において産業融合が急速に進み、現在では「競争の場」が著しく拡大している。そこでは単に既存企業間の競争の進展ばかりでなく、新規企業の参入も活発化している。新規参入の多くは他の産業からの多角化によっている¹²⁾。このように産業融合やそれに付随した多角化の進展は競争をダイナミックに展開させてきた。

第3に、近年では中小企業が独自の技術開発によって既存大企業に対抗する勢力になっている産業も少なくなく、そこでは従来の大企業相互と中小企業相互の二層的競争構造から全面的競争構造へと進展している（例えば工作機械産業や情報ソフト産業）。

第4に、上記の三つの要因は国内市場における競争を激化させる要因であるが、近年日本企業が研究開発－設計・デザイン－原料・部品調達－生産－流通－販売の諸側面でグローバルな展開をしていることにも競争の観点から注目する必要がある。すなわち、日本企業は直接投資やOEM等を通じて上記の諸側面で経営資源の国際的な配置を展開しているが、それは投資先国の競争を強めるばかりでなく、それらの有効な配置を通じて国内における生産・販売コストを低下させることによって、有効な競争を展開する素地を与えることになる。

以上のように日本の主要産業の多くは競争を激化させているが、競争は上記のような市場の構造的側面だけから判断されるべきではなく、市場行動の側面からも判断されるべきである。ここでは紙数の関係で詳しく説明できないが、主要産業における価格の低下競争や高品質化の競争、さらには多様な品質やデザインをもった製品の差別化競争や市場細分化競争が日本ではいかに激しかったかは多言を要しないであろう。

(C) 企業間システム(2)－研究開発・交流システム－

日本の産業のなかで国際競争力が特に強いのは加工組立型産業であって、な

かでも一般機械，電気機器，輸送用機器，精密機器である。これらの産業は高品質および相対的低価格を基礎として海外市場において高いシェアを確保してきたが，その秘密はどこにあるのであろうか。日本の加工組立型産業が国際市場で高いシェアを確保しているのは下請系列システム（これについては次節参照）に依拠しているという論調が多い。それも正しい指摘であるが，それだけでは説明できない。例えば日本では複写機産業には約10社，ファクシミリ（FAX）産業には約25社が存在し，それらの企業が日本ばかりでなく世界の市場で競争し，最近では世界市場をほぼ独占するに至っている。それは次のような要因によっていると考えられる。

第1に，複写機やFAXは光学技術（おもに写真技術），印刷技術，電子機器（特に集積回路（IC））技術，通信技術，加工組立技術等の全体の技術の複合であって，それらの技術の高度な水準の研究開発と「知的熟練」の形成なくしては高い性能と低い価格を実現することは困難である。複写機やFAXを生産している日本企業はもともとそれらの技術の専門メーカー（例えば複写機のトップ・メーカーは写真機のトップ・メーカーとしてキャノンであり，FAXのそれは通信機器メーカーとしての松下電送），ないしそれらの技術を総合的に保有していた電気機器・電気通信機器の総合メーカーである。これらの企業が複写機やFAXに参入して生産から販売に至る垂直的統合の利益や範囲の経済性を發揮すると同時に，複写機やFAXの大量生産を通じて規模の経済性を享受していることも国際競争力強化の原因である。しかし，それ以上に1製品を作るための多様な技術を総合的に開発・応用する能力が重要な原因と考えられる。

第2に，これらの機器は①原料を購入して自社内で加工する部品，②自社外の企業に外注した部品，および③市場で調達した部品を，④自社内で組合わせて最終製品に仕上げて，販売される。①と④は長年培われた自社内の技術を基礎としている場合が多く，②と③は日本に多く存在する大・中・小企業の技術に依拠しているが，①と④ばかりでなく②と③の優秀な製品を外部購入できる体制が国内に確立している。例えば現在の複写機やFAXは高度なICや印刷材料・印刷装置がなくては生産が不可能であるが，これらを供給する企業が国内に多く存在する。

第3に、上記の①から④を問わずにそれらの加工や組立に必要な機械（しかも優秀な機械）・装置を最近では国内メーカーが提供する産業組織が形成されている。

第4に、①、④の加工・組立に必要な機械を提供する企業や②、③を提供する系列企業と複写機・FAXメーカーとの間では密接な技術交流が行なわれ、機械や部品についての高品質および高生産性の確保のために重要な役割を演じてきた。

第5に、加工組立型産業ばかりでなく日本の産業では海外の基礎的技術を輸入し、これを改良する能力が高いことが早くから指摘されてきたが、それ以上に産業内で技術伝播が早いことに注目する必要がある。前述のように、複写機には約10社、ファクシミリ（FAX）には約25社の企業が存在し、それぞれが国内および海外で一定のシェアを確保している現状を考慮すると、ますによりもこれらの多数の企業が競争に生き残るために、より高いシェアをもつ企業に対抗するだけの加工・組立技術を確保しなければならない。これらの産業における企業を訪問して、製造技術体系を見学すると、高いシェアをもつ企業と低いシェアをもつ企業には大きな差異を感じられない。それは多分、購入部品の一部が同一の部品加工企業によって納入されていることにも部分的には依拠しているであろう。しかし、それ以上に部品の加工や最終組立の機械・装置を納入する企業と複写機・FAXを生産する企業が常に研究交流を進める過程で、機械・装置の納入企業が他の複写機・FAXメーカーに技術情報を伝達することになり、それが複写機・FAXメーカーの製造技術体系を類似なものにしているのではないかと考えられる。

上記の第1から第5までの要因を総合的にみると、日本の加工組立型産業における国際競争力の高さは部品提供の系列システムに依存するだけでなく、原料、部品、機械・装置を提供する関連産業が著しく発達していること、および最終の加工組立型企業内部の研究開発体制とこれらの関連産業の企業との間の密接な研究交流体制ができあがっていることが、高い国際競争力を形成・維持している重要な要因となっていると結論できよう。そこで後者を「研究開発・交流システム」と呼ぶことにし、この詳しい研究が今後とも必要であることを指摘しておきたい。

(D) 企業間システム(3)-系列システム-

日本の下請系列システムについてはすでに多くの研究があり¹³⁾、中国でも紹介されているので、ここではその内容の紹介を割愛することにし、次の点だけを指摘するにとどめたい。下請系列システムは、親企業と部品提供企業との間の「長期取引契約関係」を基礎とした多様な取引コストや情報交換コストの削減、および在庫コストや生産の無駄な時間の削減が高生産性を支え、また親企業と系列企業との研究開発体制の拡充が高生産性や高品質を支えてきた。まさにこの意味で下請系列システムは効率的システムである。しかし、下請系列システムは、このシステム外の企業の参入を制限する閉鎖的システムを内包している。長期取引契約関係はこのような一方における効率性と他方における排他性というトレード・オフ関係をもつので、それを解決するような新たな関係の形成が必要となっていることを強く認識すべきである。また下請系列システムは、親企業と部品提供企業との交渉力の差による取引上の諸問題をしばしば発生させてきたことも等閑視すべきでない¹⁴⁾。この問題は「下請代金支払遅延法」や「中小企業基本法」等の諸法律によって規制をしないと解決できない問題を含んでいることにも留意する必要がある。

(E) 政府-企業間システム-規制システム

日本のミクロ経済を概観すると、大きく2つの分野に分けることができる。その1つは前述の通り市場機構分野であり、もう1つは直接規制分野である。前者は、独占禁止法を主要な政策体系として、独占禁止法で禁止している行為以外は企業の自由な意思決定にまかせて、資源配分効率を達成しようとする分野である。後者は、企業の市場への参入・退出、財の価格、企業の財務・会計等に政府が関与する経済的規制と、人々の健康、安全、環境を確保するための社会的規制との2つを通じて資源配分効率、分配の公正、環境保全等を実現しようとする分野である。第2次行政改革推進審議会（行革審）の資料によると、市場機構分野が全産業の3分の2、直接規制分野が3分の1となっている。これがわが国のミクロ経済システムの骨格となっている。

直接規制分野ばかりでなく市場機構分野でも政府が企業の意思決定に関与するのは、私的独占や競争制限等の不完全競争が発生するからである。それには

独占禁止政策をもって対処してきた。さらに市場機構分野では情報の不完全性や不確実性、開発・事業化のためのリスク等に対処するための産業政策も重要な政策となってきた。しかし、これも発展指向型か調整型へと変化し、全体的にはマーケット・コンフォーミングな政策に転化してきた。その下で市場機構が有效地に機能するシステムに転化してきたと言えよう。

他方、経済的規制が実施されてきた分野には、電気、ガス等の公益事業、運輸、通信、金融等の産業が含まれる。この分野では①自然独占性（規模の経済性、範囲の経済性、ネットワークの経済性等による）が強い領域と、②市場構造は競争的であるが、情報の非対称性、外部経済性等によって市場機能が有效地に作用しない領域とがあり、それらの市場の失敗が規制の根拠となっている。社会的規制についても簡単に触れると、その規制の根拠はおもに公共財の提供、外部不経済への対処、情報の非対称性であり、健康維持、安全性確保、公害防止、環境保全等に関する政策である。

日本の経済社会はこれまで市場機構と直接規制とが適度に組み合わされて発展してきたことが特徴として指摘でき、しかも独占禁止法や直接規制法が整備され、その下で独占禁止政策や直接規制政策が有效地に実施されてきたことも経済社会の成長、安定、革新を支えてきた重要な要因である。この政策のなかで特に直接規制政策は、経済発展の基礎となるインフラストラクチャの形成およびそのサービス価格の安定性やサービスの安全性の確保において一定程度評価できるが、大きな内外価格差に象徴されるような高価格性や企業の内部非効率が大きな問題として指摘できる。それらの問題は直接規制による競争の欠如の結果である。さらに規制が事業法という法的権限をバックにしており、その下での多様な行政指導によつても補完されてきたため、企業が競争制限的な保護行政を強力に求めてきた結果でもある。規制産業において多様な不祥事が発生してきたことも明記されるべきである。これらの問題に対処するために公企業の民営化や規制緩和が実施されてきたが、日本の規制緩和は一部の産業に限定されており、緩和されても部分的でしかない。

今後はまず第1に、技術開発競争を通じて産業間の技術融合、その下での産業融合が今後とも一層進捗し、また国際競争も一層進展すると予想されるから、従来の自然分野は規制の根拠を失って、規制緩和される産業が多くなり、金融

や一部の運輸産業のような競争構造をもつ規制産業でも、規制の国際的統一化の動きのなかで規制が大幅に緩和されることになろう。第2に日本企業はこれまで製造技術の向上や工場管理の向上に大きな成果をあげてきたので、従来の社会的規制の一部は必要でなくなり、この規制も緩和されるであろう（ただし、それに伴う製造物責任制度や製品保険制度の拡充が必要である）。第3に、第3次行革審によって「行政手続法」が具体化され、その法が施行されるようになると、現在の行政指導は大幅に制限されることになろう。これらを通じて直接規制分野においては市場機構分野に転化する産業が多くなるはずである。これに伴って独占禁止政策の領域が拡大し、従来の官僚主導の発展指向型経済から企業や消費者が自己責任をもったルール重視の経済社会に変化してゆくであろう。さらに行行政指導の制限や系列システムの国際開放等を通じて行政や企業間取引の透明性が確保され、国際的コンセプトとして通用する「公正競争」が培われてゆくはずである。それらの過程を通じて従来とは一段階違った新しい市場機構と直接規制の関係、企業間関係、企業と官庁の関係、国際関係が形成されてゆくであろう¹⁵⁾。そのような関係は経済主体内および経済主体間のいずれのレベルでも「民主的で公正な経済関係」が形成されることを意味し、それが新たな日本経済システムとなるであろう。

§ 4　まとめ

本稿ではミクロ経済システムという新しい概念を使って、日本のミクロ経済システムのうち日本経済の成長、安定および革新に大きな影響をもっているサブ・システム（なかでも企業内システム、企業間システムおよび企業－政府間システム）を取上げて論じた。紙数の制限で各サブ・システムについては詳しい展開ができなかったので、より詳しい内容は参考文献を通じて研究されることを望みたい。また日本のミクロ経済システムは、いずれのサブ・システムにおいても日本経済の成長、安定および革新に大きく貢献してきたというポジティブな面ばかりでなく、日本経済の停滞や不安定を形成する要因を孕んでいることも指摘したかったが、紙数の制約で十分言及できていない。この点については近く発表予定の筆者の論文を参照されたい。

最後に、日本のミクロ経済システムについての研究を参考にして、中国のそれを研究することは今後の中国の経済体制を考える意味で重要である。この点については筆者は別稿¹⁶⁾である程度論じたので、それを参照していただくとして、本稿で展開した問題を中心にして中国の経済学界にいくつかの提言をしておきたい。

第1に、中国の主要企業は国有企業であり、その内部組織が近代的な企業組織として成熟するにはかなりの時間を要するであろう。それは単に国有企業の民営化といった企業形態の問題ではなく、本稿で論じた企業内の雇用慣行や経営慣行、さらには経営組織の問題である。この問題は中国国内の国有企業の内部組織分析とともに日本を含めた海外の大企業の内部組織の研究を通じて明らかになるものであるので、今後は国際比較研究を含めた企業内システムに関する研究が活発化する必要があるようと思われる。

第2に、中国の産業をみると、最近では郷鎮企業が急速な発展を遂げ、これが国有企業に対抗する競争勢力となってきた産業が少なくないが、多くの主要産業はごく少数の国有企業によって占められており、競争は必ずしも活発ではない。日本における経済発展の原動力が競争システムにあることを考慮すると、競争システムとはいかなる内容かという初步的研究を含めた総合的研究（主に産業組織研究）が必要と思われる。

第3に、筆者は中国の企業集団に関する研究を通じて¹⁷⁾、中国においても最近では下請系列システムやそこにおける研究開発・交流システムが次第に形成されてきたことを知ったが、産業内および産業間の研究開発システムや研究交流システムは中国ではまだ未整備であるように思われる。このシステムの研究も今後の重要な課題であろう。

第4に、競争システムや下請系列システムの発展には独占禁止法、下請代金支払遅延法等の法整備が不可欠であるので、これらのシステムの発展を支える法制度に関する研究も急ぐ必要があろう。

第5に、筆者はすでに再三指摘してきたが、中国経済においては市場機構領域と直接規制領域の確定および規制制度の整備がなくしては、均衡ある経済の発展は困難と考える。拙著『公的規制の経済学』や欧米の主要文献¹⁸⁾を参考にして、この分野の研究が中国でも活発化することを期待したい。

注

- 1) ミクロ経済システムに対する一対の用語としてマクロ経済システムが当然使われてよい。本稿ではマクロ経済システムについては紙数の制約で論じないが、それはおもに金融・財政制度および分配制度に関わるものであることを指摘するにとどめたい。
- 2) 経済主体のうち家計は労働、資本および土地の提供者ばかりでなく、企業および政府が提供する財・サービスの消費者としても機能を果たすこと留意されたい。
- 3) 今井賢一『情報ネットワーク社会』（岩波書店、1984年）；今井賢一・金子郁容『ネットワーク組織論』（筑摩書房、1988年）；今井賢一『情報ネットワーク社会の展開』（筑摩書房、1990年）。
- 4) その代表的研究として今井賢一・伊丹敬一・小池和男『内部組織の経済学』（東洋経済新報社、1982年）。
- 5) 「知的熟練」とは、効率的な生産・管理に必要な総合的な技術能力を意味するが、その詳しい内容は小池和男の一連の研究（「内部労働市場」，前掲『内部組織の経済学』；「知的熟練と長期の競争」，今井賢一・小宮隆太郎『日本の企業』（東大出版会、1989年）；小池和男・猪木武徳『人材形成の国際比較』（東洋経済新報社、1982年））等を参照されたい。
- 6) 詳しくは島田春雄『ヒュウマン・ウェアの経済学』（岩波書店、1988年）参照。
- 7) 青木昌彦，Information, Incentives, and Bargaining in the Japanese Economy (Cambridge University Press, 1988)；『日本企業の組織と情報』（東洋経済新報社、1989年）。
- 8) 日本産業の集中度に関する統計は公正取引委員会の生産集中度統計の他に、『東洋経済月報』（ほぼ毎年9月号）および矢野経済研究所『マーケットシエア事典』（毎年）がある。ここで言う高位集中寡占は公正取引委員会の集中度の静態類型の「高位寡占型I」，中位集中寡占は「高位寡占型II」および「低位寡占型I・II」，競争市場は「競争型I・II」にそれぞれ当ると考えていただきたい。集中度の国際比較はR.E.Caves & M.Uekusa, Industrial Organization in Japan (Brookings Institution, 1976)，および植草益『産

業組織論』（筑摩書房、1982年）参照。

- 9) アメリカにおいてドミナント企業が多い事実は、W.G.Shepherd, The Economics of Industrial Organization, 2nd edition (Prentice-Hall, 1985), P.56 参照。また日本における集中度の推移は公正取引委員会『独占禁止懇話会資料集 XII』, P.186参照（なおこの資料集の経済調査研究会報告書は新飯田宏他編『日本経済の構造変化と産業組織』（東洋経済新報社、1987年）として刊行されている）。
- 10) 植草益『産業組織論』（放送大学教育振興会、1987年）参照。
- 11) 前掲『独占禁止懇話会資料集 XII』, P.60-63参照。
- 12) 前掲『独占禁止懇話会資料集 XII』, P.48-51参照。
- 13) 特に浅沼萬里, "The Contractual Practice for Parts Supply in the Japanese Automobile Industry," Japanese Economic Studies, Summer 1985, and "Japanese Manufacturer-Supply Relationships in International Perspectives," in P. Sherd(ed.), International Adjustment and the Japanese Firm (London: Allen and Unwin, 1992)参照。
- 14) 経済企画庁『経済白書』(1992年) 参照。
- 15) 日本の規制システムについては詳しくは植草益『公的規制の経済学』（筑摩書房、1992年）参照。
- 16) 植草益「経済体制改革の方向」, 関口尚志・朱紹文・植草益編『中国の経済体制改革－その成果と課題－』（東大出版会、1992年）。
- 17) 植草益・陳小洪「中国の『企業集団』に関する一考察」, 東京大学経済学部『経済学論集』Vol.58, No.2, 1992年7月号。
- 18) 植草益『公的規制の経済学』（前掲）の参考文献を参照されたい。